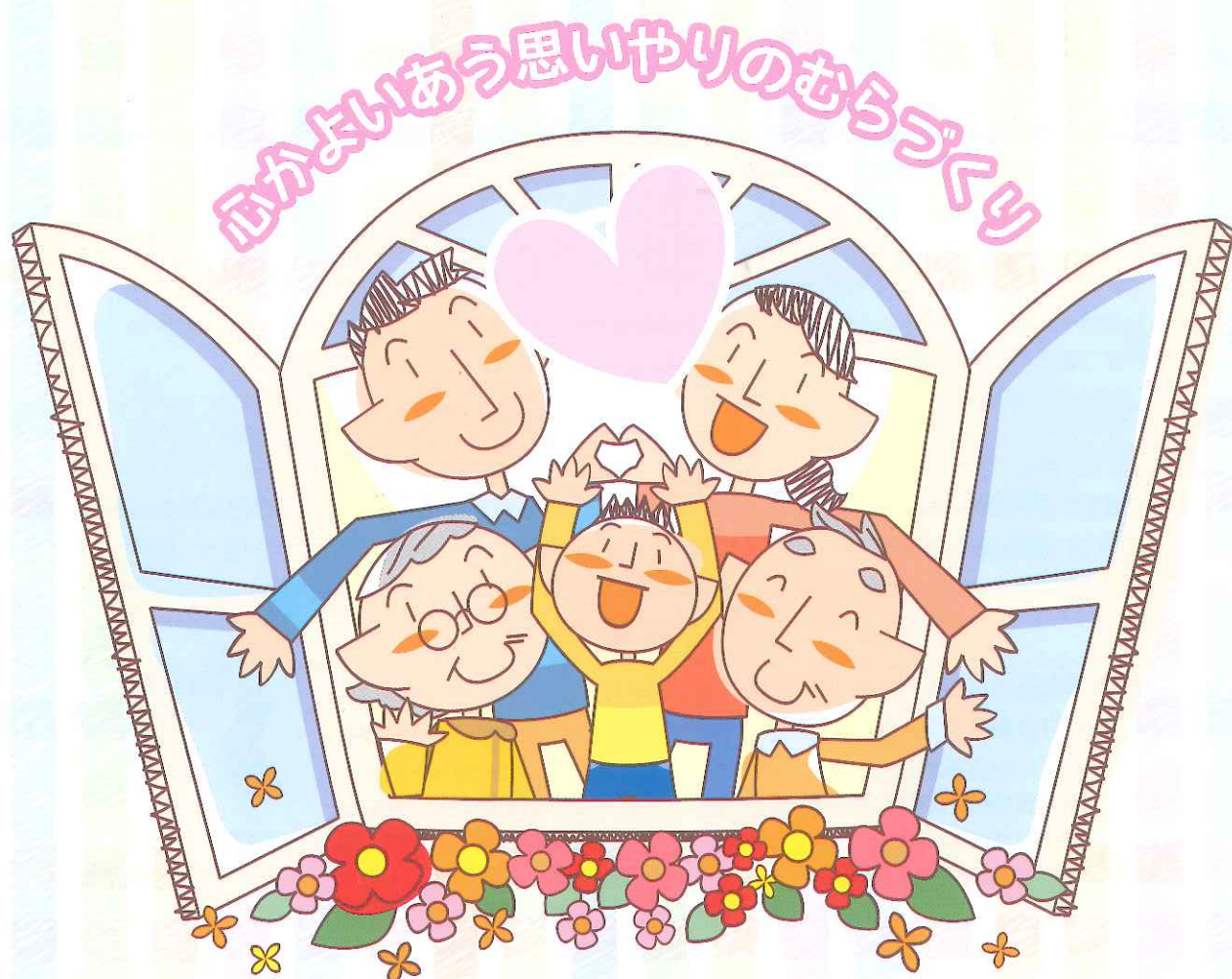


# 第3期 榛東村障害者計画

## 第6期 榛東村障害福祉計画

## 第2期 榛東村障害児福祉計画



### 概要版

令和3年3月

榛東村

# 1

# 計画の 策定にあたって



この計画は、国や群馬県の動向等を踏まえつつ、榛東村における障害のある人に関する施策の基本方針などを示す計画です。

本村のこれまでの取り組みを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべての村民が住み慣れた地域でともにいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築に向けて、本計画の基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、「第2期 榛東村障害者計画」に掲げた基本理念を継承するものであると同時に、第2期 榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる基本理念「一人ひとりが思いやり安心して暮らす村づくり」に向けて、障害者福祉分野からアプローチを図るものでもあります。



## 基本理念

# 心かよいあう思いやりのむらづくり



## 計画の性質

障害者基本法(第11条第3項)に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法(第88条)に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法(第33条の20)に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定しています。

### 障害者計画

- 障害者基本法(第11条第3項)に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画  
(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)



### 障害福祉計画

- 障害者総合支援法(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

### 障害児福祉計画

- 児童福祉法(第33条の20)に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画



## 榛東村における障害者福祉の課題

障害のある人をめぐる法律や制度の動向、また生活実態等を総合的に勘察し、今後重点的に取り組むことが必要と想定される課題は以下のとおりです。



### 地域生活を 支える支援の 充実

障害のある人を対象に実施したアンケート結果では、榛東村が“生活しやすい”と回答した人は全体の60.5%を占めており、障害者福祉施策を含めた村の取り組みについては一定程度評価されていると考えられます。

また、今後希望する暮らし方について、「家族と暮らしたい」が58.6%を占めるほか、「ひとり暮らしをしたい」も8.9%を占めており、また今後暮らしたい地域として「榛東村内」と回答した人は85.0%となっています。住み慣れた地域での暮らしを継続したい人が多いことがわかります。

障害のある人が日々の生活で抱える困り事を解消するための生活支援に関するサービスの充実や障害のある人を支える家族等の介護者への支援も必要です。



### 障害のある人の 社会参画の 推進

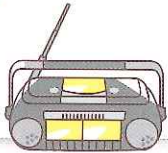
「障害者総合支援法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行などをはじめとして、障害のある人の就労や文化芸術活動、スポーツ活動等への積極的な参加の促進を図ることが強く求められるようになってきています。

障害のある人を対象に実施したアンケート結果でも、今後収入を得る仕事を「したいが、できないと思う」と回答した人も10.8%を占めており、10人に1人の回答者が、就労意向があっても、何らかの理由によって就労ができないと考えていることがわかります。障害者就労の拡大には高いハードルが依然として存在していることがうかがえます。

### 災害等 に対する備えの 充実

近年においては、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。アンケート結果をみると、災害時に一人で避難「できない」人が全体の36.6%を占めるのに対し、村の避難行動要支援者名簿に登録「している」人はわずか2.5%にとどまっていることから、災害時における避難において支援を必要とすることを理解していても、登録していない人が多いことがうかがえる結果となっています。

村では、「住民支え合いマップづくり」を通じて地元住民やボランティアとともに避難の際に支援が必要な人の把握を行っていますが、今後も支援を必要とする人を早期に把握し、積極的に避難行動要支援者名簿への登録を促していくとともに、要援護者に対する支援体制の構築及び避難所設備の充実を引き続き図っていく必要があります。



### 障害のある人の 権利擁護

療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はわずかではあるものの、増加傾向が続いています。また、障害のある人とその保護者の高齢化も進んでおり、知的障害や精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守るための取り組みがますます重要になっています。一方で、アンケート結果をみると、成年後見制度について「名前も内容も知らない」人は全体の35.7%を占めているなど、依然として制度の周知は途上にあることがうかがえる結果となっています。また、平成27年以降、障害のある人の成年後見制度村長申立はなく、利用には至っていません。

障害のある人が安心して住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、支援を必要とする人が成年後見制度をはじめとした権利擁護を利用できる環境を引き続き進めていく必要があります。



### 障害への 正しい理解の 促進

一般住民を対象としたアンケートでは、障害を理由とする差別や偏見が3年前と比べて“改善されている”と回答した人は全体の32.8%となっており、“改善されていない”（36.1%）を下回る結果となっています。

差別の禁止と合理的配慮の不提供の禁止などが規定された「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されていますが、アンケート結果では「合理的配慮の考え方については知らない」と回答した人は全体の59.8%を占めており、依然として障害のある人に対する理解の拡大は途上にあることがうかがえることから、引き続き障害や障害のある人に対する理解を村民が深められるような取り組みが求められています。



# 2

# 計画における 取り組み



## 基本方針 1 福祉意識の啓発

### 障害や障害のある人への理解促進

障害のある人もない人も、地域の中でともに学び、働き、暮らすためには、環境の整備だけではなく、心の壁をなくし、「ノーマライゼーション」の理念を広く浸透させることが重要です。障害や障害のある人への理解を進めるとともに、必要に応じて援助できるような地域づくりを進めます。



### 地域生活を支える体制づくり

障害のある人が地域で暮らしていくためには、公的なサービスだけではなく、地域の支援が必要です。障害のある人をはじめとした、地域で困り事を抱える人に対し、主体的に支援を行うボランティア活動を支援します。また、地域を支えるボランティアの養成を図ります。

## 基本方針 2 生活支援体制の充実

### 障害福祉サービスの充実と適切なサービス提供

障害のある人の自立を推進するため、障害福祉計画に基づいて障害の程度や家庭の状況など、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

澁川地域自立支援協議会と連携しながら障害福祉サービスを提供する体制の確保に努めるとともに、提供されているサービスが適正かどうか、サービスを提供する事業者への指導・監査を実施します。

### 経済的負担の軽減

障害のある人が安定した生活を送るために必要な医療や福祉サービスの利用にかかる経済的な負担を軽減するため、各種補助事業等を行います。



## 基本方針3 自立に向けた支援の充実

### 保育・療育・教育の充実

障害のある子どもに対しては、可能な限り早い段階で適切な支援を行うことにより、障害の程度の軽減を期待することができます。障害のある子どもの保育についても、障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていくことができるよう、保育園等への受け入れを進めていきます。また、子どもの障害や発達状態の把握及び適切な対応に努め、教職員の特別支援教育に関する理解や指導力の向上を図ります。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等支援の充実が図られることとなったことから、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握しつつ、きめ細やかな対応に努めます。

### 障害のある人の就労支援

社会的に自立するためには、経済的に自立することが不可欠です。就労意欲のある障害のある人への支援を行い、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指します。就労機会の拡大に努めるとともに、就労している障害のある人への支援を行います。

また、福祉的就労から一般就労への移行拡大を図ります。

心かよいあう  
思いやりの  
むらづくり



## 2 計画における取り組み

### 基本方針 4 安全・安心な生活環境の確保



#### 生活環境の整備・改善

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、村内にある施設や設備が障害のある人に配慮され、利用しやすいことが必要です。公共施設などについてはバリアフリー化を進め、暮らしやすい生活環境の整備に取り組みます。

また、生活の基本である住まいについても、障害のある人が今後も地域で暮らし続けられるよう、必要な住宅改修に対する補助を行うとともに、近隣市町村とも連携し、グループホーム等をはじめ、利用者の特性に合った福祉サービスの提供に努めます。

#### 移動手段の整備・充実

障害のある人にとって、移動手段の確保は大きな課題の1つです。障害のある人を対象としたアンケート調査でも、「交通の利便性の確保」が第1位となっており、日常生活における移動手段の確保が課題となっています。

障害福祉サービスにより提供している移動支援の確保・拡大に努めつつ、公共交通機関の拡充に向けた検討を進めます。

#### 防災対策の推進

日本では、毎年地震や大雨、土砂災害等の何らかの大規模災害が発生しています。これから起こりうる様々な災害に対し、一層の備えを進めていく必要があります。

障害のある人など、自力では避難することが困難な人(避難行動要支援者)の把握に努め、避難行動要支援者名簿への登録を促していくとともに、非常時における避難行動を支援するための体制づくりを進めます。また、福祉避難所の拡大に向けた検討を進めていきます。

#### 権利擁護制度の利用促進

平成28年から「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、本法律の周知を図るとともに、障害のある人に対する虐待等の防止に取り組み、虐待事案が発生した場合には適切な対応に努めます。

また、近年は高齢者を標的とした特殊詐欺や、消費者トラブルの報告が増加傾向にあることから、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、障害のある人の権利や財産を保護するための制度の利用促進を図ります。



#### 保健・医療体制の充実と健康づくりの推進

いきいきとした生活の基本は、心身ともに健康であることです。各種健(検)診や特定保健指導等を通じて、住民一人ひとりが自らの健康状態を知る機会を提供するとともに、必要な相談や指導を行うことで、主体的な健康づくりを支援します。

## 基本方針 5 総合的な支援体制の充実



### 相談支援体制の充実

障害のある人が適切な障害福祉サービスを受けるために、相談支援事業者によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成につなげていくとともに、個々の生活の状況に応じて適宜見直しを行っていく必要があります。それぞれのケースにおいて抱えている生活課題を解決し、自立した日常生活・社会生活につながるよう、相談支援事業所等における相談支援スキルの向上を図ります。

また、障害のある人が生活に関する悩みを相談できる窓口の機能強化を図るとともに、関係機関等との情報共有を図っていきます。

### 総合的な地域生活支援の充実

地域で生活する障害のある人を総合的に支援するため、障害福祉サービスの給付に限らず、生活課題の解決に資する事業を実施します。具体的には、榛東村あんしん・ふれあい・ごみ個別収集事業を通じて、支援が必要な人のごみ出しの負担を軽減するとともに、地域内における見守りを推進します。

また、安心して暮らせる地域社会づくりのため、村内における業務中に住民等に何らかの異変・異常があった場合、情報を提供してもらえよう、地域の郵便局と協力協定を結んでいます。

### 情報提供の充実

障害福祉サービスを必要とする人が、各種行政情報や保健・医療・福祉制度やサービスに関する情報など必要な情報にアクセスできるよう、わかりやすい広報活動を進めていく必要があります。広報紙やホームページ等を通じて制度やサービスの周知を図るとともに、障害や障害のある人への理解の促進を図ります。



### 障害特性に応じたコミュニケーション支援の充実

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、普段からのコミュニケーションが大切です。視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会生活を送る上で大切な役割を果たす各種コミュニケーション支援事業について、適正な給付及び実施を進めていきます。

## 基本方針 6 生きがいづくりへの支援

### 日中活動の場の充実

日中活動の場を提供し、障害のある人が自分に合った活動を主体的に利用できるよう、各種サービスの提供に努めます。



### スポーツ・芸術文化活動の推進と支援

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境の整備は、障害の有無に関わらず重要です。

障害のある人が自分で学習内容や取り組みを主体的に選択し、より豊かな人生を送ることができるような環境の整備を進めます。

スポーツやレクリエーション活動は、健康づくりと交流を通じて社会参加を促進する重要な役割を果たしていることから、障害のある人が自分にあったスポーツやレクリエーション活動に参加し、仲間と豊かな時間を共有できる機会を提供します。

# 3

# 計画の 推進にあたって



## 地域や関係機関との連携



障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、すべての村民が障害への理解を深めるとともに、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携や協働が重要です。渋川地域自立支援協議会を中心に、連携・協働の体制づくりを進めます。

また、重度障害者への適切な対応や難病対策、発達障害などへの対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支える上でも、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要です。本村各課を含め、医療機関やサービス提供事業者など、保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化していきます。

## 国・県・近隣市町村との連携

国や県などの動向を把握しながら、障害のある人のニーズに対応するため、国・県・近隣市町村との連携を図ります。



第3期 榛東村障害者計画 第6期 榛東村障害福祉計画 第2期 榛東村障害児福祉計画  
概要版

令和3年3月 発行



発行・編集：榛東村 健康保険課 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790-1  
TEL:0279-54-2211 E-Mail:hoken@vill.shinto.gunma.jp(健康保険課)



榛東村マスコットキャラクター しんとうちゃん